

退職金規程

株式会社サンブリッジ



退職金規程

(退職金)

第1条 職員が退職し、又は解雇されたときは、この規程に定めるところにより退職金を支給する。

2. 前項の退職金の支給は、会社が職員ごとに中小企業退職金共済団体（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員に適用する。ただし、非常勤職員等、定年後嘱託となった者を除く。

(退職金共済契約)

第3条 新たに雇い入れた職員については、試用期間が満了し本採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

(掛金月額)

第4条 退職金共済契約は、職員ごとに一定の掛金月額（一律5,000円）によって締結し、会社が特に認めた場合に限り、掛金月額を調整することがある。

2. 休職期間及び業務上の負傷または疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛け金納付を停止する。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ退職金共済契約に定められた額とする（掛金月額限度額30,000円）。

2. 職員が就業規則第80条（解雇）により懲戒解雇された場合には、会社は、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、職員（死亡のときはその遺族）が直接、中退共から支給を受けるものとする。

2. 本採用後の勤続年数および掛金の納付年数が1年未満の者については、退職金を支給しない。

(退職金の減額又は返還)

第7条 職員が懲戒解雇された場合、又は職員が懲戒解雇相当の事由があるときで普通解雇又は諭旨解雇とされた場合は、会社は中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

2. 前項の退職金の減額を中退共に申し出なかったとき、又は自己都合退職後に懲戒解雇相当の事実があったことが明らかとなったときは、会社はすでに給付された退職金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3. 前項の退職金の返還を求められた者は、これに従わなければならない。

(規程の改廃)

第8条 会社は、関係諸法令の改正、会社の経営状況及び業績等の変化により必要があるときは、この規程を改定又は廃止することがある。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。